

# 6

# 入居中の禁止事項

県営住宅は県民の共有の貴重な財産ですから、皆さんがお住まいの住宅はもちろんのこと集会所や公園の遊具類などの共同施設は大切にお使いください。

なお、次のことは禁止されていますので特にご注意ください。

## ■譲渡や転貸は

住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。

## ■増築や模様替等は

住宅を許可なく増築、模様替えをしたり、店舗、事務所などの用途に変更することはできません。

## ■無断での同居は

親族であっても承認を受けないで同居させる  
ことはできません。必ず手続きするようにして  
ください。(前頁参照)

## ■迷惑行為

共同生活を快適にすごすために、騒々しい音  
を発したり、犬・猫等のペットを飼育したり、他  
人に危害を及ぼすような危険な行為を禁止しま  
す。快適な共同生活を営むために守るべき最小  
限のルールですからお互いに注意しましょう。

迷惑行為については、45~46ページにくわ  
しく記載してますので必ずお読み下さい。

